

手数料・郵便切手一覧表

青森地方裁判所

		申立手数料 (収入印紙)	郵便切手
破産	自己破産申立て	法人	1000円 100円 × 10 枚 84円 × (債権者数 + 滞納公租公課庁数 + 10) 枚 10円 × 20 枚
		個人 (破産申立手数料 1000円・ 免責申立手数料 500円)	1500円 裁判所の所在地と同一市町村に事務所のある弁護士が 代理人である場合 84円 × (債権者数 + 滞納公租公課庁数 + 5) 枚 それ以外の場合 500円 × 1 枚 100円 × 6 枚 84円 × (債権者数 + 滞納公租公課庁数 + 10) 枚 10円 × 10 枚 1円 × 10 枚
	債権者申立て	20000円	500円 × 6 枚 100円 × 15 枚 84円 × (債権者数 + 滞納公租公課庁数 + 20) 枚 10円 × 20 枚 1円 × 10 枚
通常再生		10000円	350円 × 10 枚 84円 × (債権者数 × 2 + 10) 枚 20円 × 20 枚 10円 × (債権者数 × 2 + 10) 枚 1円 × 5 枚
個人再生		10000円	裁判所の所在地と同一市町村に事務所のある弁護士が 代理人である場合 94円 × (債権者数) 枚 84円 × (債権者数 + 5) 枚 10円 × (債権者数 + 5) 枚 それ以外の場合は、下記の額 500円 × 1 枚 100円 × 10 枚 94円 × (債権者数) 枚 84円 × (債権者数 + 5) 枚 10円 × (債権者数 + 10) 枚 1円 × 5 枚